

商品概要説明書

多目的ローン

(令和5年10月1日現在)

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J Aの組合員の方。○ お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○ 原則として、勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。○ 生活の本拠が定まっている方（農業（従事）者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○ 生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">① J Aで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	○ 10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○ 不要です。
保証人	○ J Aが指定する保証機関（新潟県農業信用基金協会）の保証をご利用いただ

	<p>きますので、原則として保証人は不要です。</p>												
保証料	<p>○一括払いとなります。</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円・利率 5.00%・変動金利型の場合の一括支払保証料 (例)】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>4,888 円</td> <td>9,445 円</td> <td>14,045 円</td> <td>23,364 円</td> <td>32,852 円</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	保証料 (円)	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円
お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年								
保証料 (円)	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円								
団体信用生命共済 (保険)	<p>○ご希望により J A 所定の団体信用生命共済 (保険) のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済 (保険) の種類により借入利率に J A 所定の利率が加算されます。</p> <p>①団体信用生命共済 (特約なし)</p> <p>②長期継続入院特約付団体信用生命共済</p> <p>③三大疾病保障特約付団体信用生命共済</p> <p>④団体信用生命共済 (連生)</p> <p>⑤三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)</p> <p>⑥がん保障特約付団体信用生命共済</p> <p>⑦がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)</p> <p>⑧団体信用生命共済 (ワイド)</p>												
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済 (特約なし) または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。</p> <p>ご利用にあたっては借入利率に J A 所定の利率が加算されます。</p>												
手数料	<p>○ご融資の際、J A 所定の事務手数料 (消費税等含む。) が必要となる場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A 所定の事務手数料 (消費税等含む。) が必要となる場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は J A 所定の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要となる場合があります。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J A または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護</p>												

	<p>士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、J Aおよび J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、J A所定の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要となる場合があります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J Aバンク新潟